

水土里ネット滋賀の概要2024



尻無北部地区【東近江市】



千町新池地区【大津市】



滋賀県土地改良事業団体連合会

「水土里ネット滋賀」は、滋賀県土地改良事業団体連合会の愛称です。



水土里ネット滋賀各種相談窓口



01 土地改良法相談窓口（水土里ネット 相談）

土地所有者の所在不明や、財産相続人の不明など、ほ場整備事業内における「財産管理」に関する問題や、近年増加傾向にある「賦課金の滞納処分」などに関するご相談を承ります。内容に応じ、本会契約の弁護士への相談もいたします。

02 会計相談窓口（水土里ネット 相談）

土地改良法の改正により令和4年度から貸借対照表の作成が義務化されました。専門家である税理士および会計指導員による「会計業務」などに関するご相談を承ります。

問い合わせ 水土里ネット 滋賀

TEL 0748-42-4806 FAX 0748-42-5574 E-mail:gizyutu@midorinet-shiga.com

03 ため池に関する相談窓口

- ・県内の防災重点ため池の管理状況や施設を点検確認し、管理者等へ技術的アドバイス等を行っています。
- ・ため池管理等に関する各種相談については、毎週月・水曜日の10時から15時まで受付けております。現地相談も可能です。

問い合わせ 滋賀県 ため池サポートセンター

TEL 0748-42-4701 FAX 0748-42-5574 E-mail:kanri@midorinet-shiga.com

水土里ネット滋賀

（滋賀県土地改良事業団体連合会）

〒521-1224 滋賀県東近江市林町 601 番地

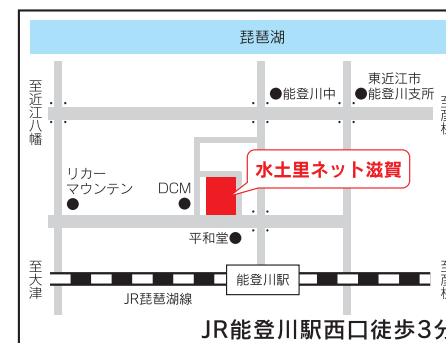
- 代表TEL 0748-42-4806
- FAX 0748-42-5574
- ホームページ <https://www.midorinet-shiga.com>

農村まるごと保全

サポートセンター 0749-59-3636

（長浜事務所） support-center@midorinet-shiga.com

滋賀県土地改良事業団体連合会
ホームページ



【表紙の写真の説明】

上段:「尻無北部地区」県営経営体育成基盤整備事業により、大区画ほ場整備工事が完成し、水稻作付前の水を張ったほ場
下段:「千町新池地区」県営農村地域防災減災事業により、ため池改修工事が完成し、満水状態のため池

1. 沿 革

本会は、大正6年2月に設立された滋賀県耕地整理協会を前身とし、昭和7年には滋賀県耕地協会となり、さらに昭和25年に滋賀県土地改良協会と改組しました。その後、昭和32年の土地改良法の改正によって連合会が法制化されたことにより、昭和33年7月29日農林大臣の設立認可を受けて今日に至っています。

また、昭和61年3月29日に設立された(社)滋賀県農村下水道協会は、平成15年3月31日付けで解散し、平成15年4月1日付けで本会へ統合しました。

昭和33年7月29日設立認可(農林省指令第2471号)

昭和33年10月1日登記

2. 目 的

本会は、土地改良事業を行う土地改良区、土地改良区連合、市町を会員とした法人であり、土地改良事業の適切かつ効果的な運営を確保し、その共同の利益を増進することを目的としています。

3. 性 格

本会は、土地改良法第111条の3により法人とされています。その法律的性格は、公益的な目的、事業内容に照らして、土地改良法に定めるところにより設立が認められる「公法人」です。

また、税法上(法人税法、所得税法、印紙税法)からも、営利を目的としない公益法人等に位置付けられています。

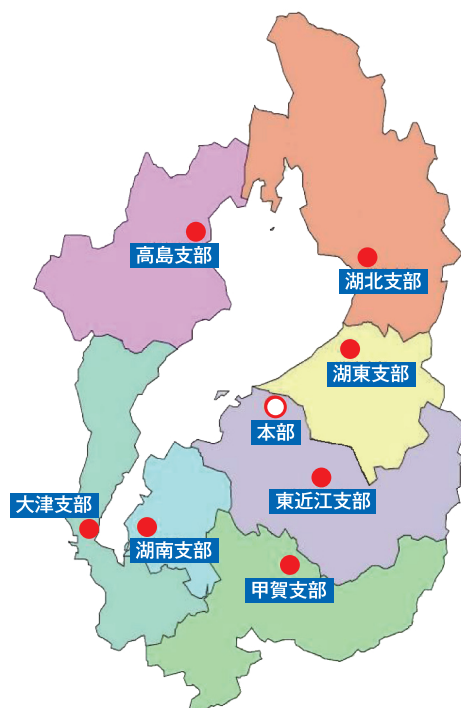
4. 会 員

「この会の会員たる資格を有する者は、この会の地区内において土地改良事業を行う者とする。」(定款第8条)と定められており、県内の市町、土地改良区、土地改良区連合で構成されています。

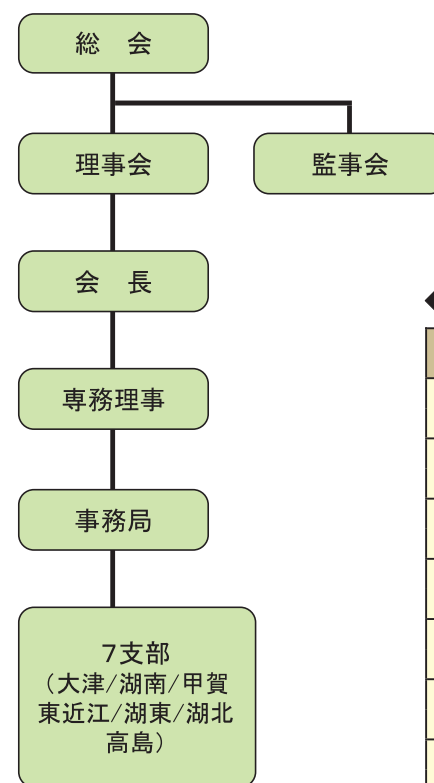
会 員 数 136会員(令和6年5月1日現在)

◆支部別会員数一覧

支部名	会員数	会 員 数 の 内 訳		
		市町	土地改良区	土地改良区連合
大 津	20	1	19	
湖 南	13	4	9	
甲 賀	6	2	4	
東近江	48	4	44	
湖 東	20	5	14	1
湖 北	10	2	8	
高 島	19	1	18	
計	136	19	116	1



5. 本会の機構



総会は、本会の運営および業務の執行に関する最高議決機関であり、毎事業年度1回3月に通常総会を開催しなければならないと規定されています。主な議決事項として、毎事業年度の事業計画および収支予算の設定、定款規約の変更・改正等があります。

また、業務の円滑化を図るため、県内7箇所に支部を設置しています。

◆支部の所在地と連絡先

支部名	所在地	電話・FAX
大津支部	〒520-8575 大津市御陵町3-1 (大津市役所田園づくり振興課内)	TEL 077-528-2758 FAX 077-523-4053
湖南支部	〒525-8525 草津市草津三丁目14-75 (大津・南部農業農村振興事務所田園振興課内)	TEL 077-567-5416 FAX 077-564-2510
甲賀支部	〒528-8511 甲賀市水口町水口6200 (甲賀農業農村振興事務所田園振興課内)	TEL 0748-63-6322 FAX 0748-63-6139
東近江支部	〒527-0023 東近江市八日市緑町7-23 (東近江農業農村振興事務所田園振興課内)	TEL 0748-22-7722 FAX 0748-23-4912
湖東支部	〒522-0071 彦根市元町4-1 (湖東農業農村振興事務所田園振興課内)	TEL 0749-27-2222 FAX 0749-24-6229
湖北支部	〒526-0033 長浜市平方町1152-2 (湖北農業農村振興事務所田園振興課内)	TEL 0749-65-6620 FAX 0749-64-1597
高島支部	〒520-1521 高島市新旭町北畑574	TEL 0740-20-9011 FAX 0740-20-9012

6. 役 員

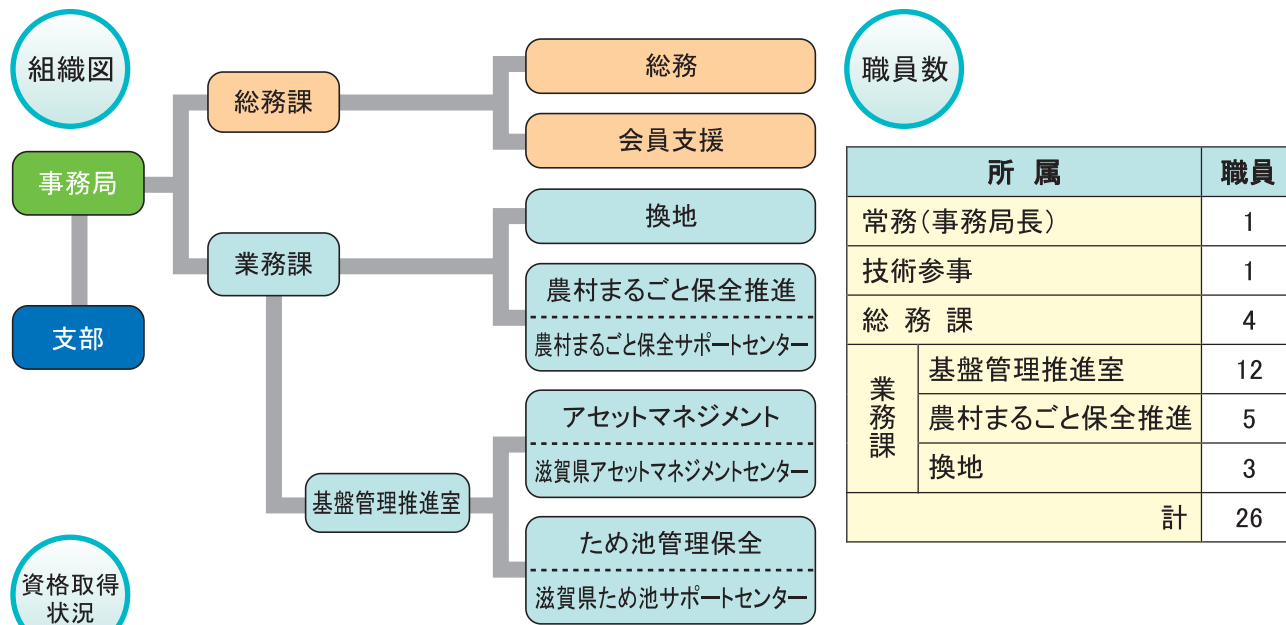
本会の役員は、理事11人以上15人以内、監事2人以上3人以内を置くこととしています(定款第18条)。

◆滋賀県土地改良事業団体連合会 役員名簿

役職名	氏 名	他の役職等
会長理事	家森 茂樹	大原貯水池土地改良区理事長
副会長理事	野田 藤雄	湖北土地改良区理事長
専務理事	伊藤 哲生	学識経験者
理 事	上野 眞	関津土地改良区理事長
〃	安田 健一	野洲川下流土地改良区理事長
〃	太田 利貞	野洲川土地改良区理事長
〃	小椋 正清	東近江市長(愛知川沿岸土地改良区理事長)
〃	西田 秀治	竜王町長(日野川流域土地改良区理事長)
〃	川南 博司	能登川土地改良区理事長
〃	児島 甚雄	河瀬土地改良区理事長
〃	廣嶋 久平	愛知川土地改良区理事長
〃	浅見 宣義	長浜市長
〃	松本 文男	淡海土地改良区理事長
〃	皆川 明子	滋賀県立大学環境科学部生物資源管理学科准教授
〃	青田 朋恵	滋賀県立陶芸の森副館長
代表監事	浅田 壤太郎	近江八幡西部土地改良区理事長
監 事	滝本 善之	姉川沿岸土地改良区理事長
〃	中川 幸雄	安曇川沿岸土地改良区理事長

(任期: 令和5年4月1日～令和9年3月31日)

7.事務局機構



資格名称	取得者数	資格名称	取得者数
技術士	2	農業水利施設補修工事品質管理士	1
技術士補	3	土地改良専門技術者	3
測量士	2	2級ビオトープ施工管理士	2
測量士補	8	2級ビオトープ計画管理士	1
土地改良換地士	7	浄化槽設備士	1
農業土木技術管理士	1	浄化槽管理士	6
1級土木施工管理技士	6	第2種電気主任技術者	1
2級土木施工管理技士	4	エネルギー管理士	1
2級建築士	1	会計指導員	6
RCCM	1	農業農村地理情報システム技師	1
1級電気工事施工管理技士	1		

本会は「発注者支援機関」です

本会は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」により、会員である発注者が、設計図書作成から工事の監督・施工状況の確認・検査・評価等に至るまでの発注関係業務を行う場合、発注事務の支援を行うことができます。

設計・積算支援、技術審査支援
監督支援、検査支援

従来から培ってきた技術や経験等をもとにサポートいたしますので、ご利用いただけますよう、よろしくお願いいたします。

「水土里ネット相談」を実施しています

土地改良区の運営に当たり、多種多様な相談に対応するため、毎月第2水曜日に定期相談を開催します。

主な対応内容

土地改良区の運営について
賦課金の問題について
訴訟に関すること
会計について



詳しくは裏表紙をご覧ください。

8. 業務内容

会員が行う農業農村整備事業(土地改良事業)を支援します

総務課(☎0748-42-4806)

- ◆ 予算・事業計画および事業報告
- ◆ 予算執行・決算および経理事務
- ◆ 法令・条例および定款・規約諸規程等に関すること
- ◆ 総会・理事会・監事会の開催、運営
- ◆ 土地改良事業功労者および優良団体表彰の実施
- ◆ 水土里ネット相談の運営
- ◆ 会員への経理関係等指導・助言
- ◆ 土地改良区の指導監査
- ◆ 賦課金徴収事務
- ◆ 滋賀県農業農村整備事業推進協議会の運営



総会の開催



政策提案活動



会計相談

業務課 換地(☎0748-42-7168)

- ◆ 換地業務の促進および指導、受託
- ◆ 交換分合、農用地集団化の指導・促進
- ◆ 土地改良区体制強化事業(受益農地管理強化対策、換地関係異議紛争処理)
- ◆ 土地改良専門技術者報告書の作成
- ◆ 測量業務の指導・受託
- ◆ 換地を伴うほ場整備事業の計画策定および土地改良区設立認可申請の支援



換地事務(新規)担当者研修会の開催



従前地評価現地調査

業務課 農村まるごと保全推進(☎0748-42-7144)

- ◆ 滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会の運営、受託業務
- ◆ 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の広域化に関すること
- ◆ 農村まるごと保全サポートセンターの運営
- ◆ 広域組織の運営受託、活動組織の受託業務
- ◆ 琵琶湖とつながる生きもの田んぼ物語推進協議会に関すること



景観形成活動(コスモス植栽)

田んぼ大好きふるさと農村子ども 絵画コンクールの実施

■知事賞「初めての田植え」
彦根市立河瀬小学校 野本 桜季 さん



業務課 基盤管理推進室 アセットマネジメント(☎0748-42-7167)

- ◆ 土地改良区体制強化事業(土地改良施設の診断・管理指導、技術向上研修)
- ◆ 土地改良施設維持管理適正化事業等の推進
- ◆ 農業水利施設アセットマネジメント事業の指導
- ◆ 農業水利施設アセットマネジメント推進協議会および各地域・各地区技術検討会に関すること
- ◆ アセットマネジメントデータベース(GIS)保守管理
- ◆ 農業水利施設の機能診断、機能保全計画・事業計画の作成
- ◆ UAV 機器(ドローン)の運用
- ◆ 設計基準・歩掛・積算システム等に関する運用支援
- ◆ 21世紀土地改良区創造運動の推進
- ◆ 土地改良施設賠償責任保険の斡旋
- ◆ 災害復旧に関すること
- ◆ 農道台帳の管理・確認
- ◆ 農業集落排水事業関係業務の受託
- ◆ 各種調査・設計・積算・施工監理業務の受託

水士里ネット滋賀
におまかせ下さい



揚水ポンプの診断



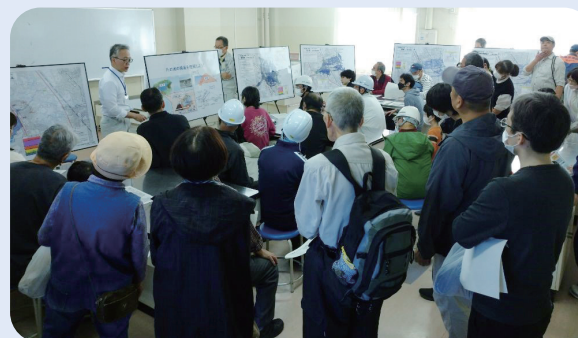
絶縁抵抗の測定

業務課 基盤管理推進室 ため池管理保全(☎0748-42-7101)

- ◆ 滋賀県ため池サポートセンターの運営(相談、研修、情報管理)
- ◆ ため池に関する各種調査点検支援、豪雨耐性評価、耐震診断、劣化状況評価、ハザードマップ作成および改修事業計画作成業務の受託
- ◆ ため池工事の施工監理業務の受託
- ◆ 廃池の調査・測量・設計・施工監理業務の受託



堤体測量(調査点検支援業務)



ため池ハザードマップ説明会(大津市)



集落の防災訓練での啓発活動(甲賀市)

「農業集落排水施設災害対策応援に関する協定」に基づく点検調査支援

(2024年1月～2月石川県内)

本年1月に発生した能登半島地震により被災した農業集落排水施設の早期復旧支援のため、「農業集落排水施設災害対策応援に関する協定」に基づき、R6.1.25～2.9に石川県能登町寺分地区および志賀町熊野地区へ本会職員延べ4名を派遣し、点検調査の支援を行いました。今後も被災地の復興に向け必要な支援を継続していきます。



マンホールの隆起高測定



管路の沈下量測定

「土地改良事業団体連合会への業務委託の活用を!」

- ◆ 連合会は、土地改良事業を行う土地改良区、土地改良連合、市町を会員とした「公法人」です。
- ◆ 会員が行う土地改良事業の適切かつ効果的な運営を確保し、その共同の利益を増進することを目的としています。
- ◆ 市町や土地改良区における技術職員の確保等が難しい現状を踏まえ、令和4年度、土地改良法が改正され、連合会が「会員から委託を受けて土地改良事業の工事を行うことができることとする。」と明記されたところです。
- ◆ 本会としても、定款を改正し、『会員から委託を受けて行う土地改良事業の工事（工事施工のために必要な調査・計画・設計・積算、履行監督等）』を可能としましたので、本会の積極的なご活用をお願いします。

■ 業務委託の主な内容について

- ①農業水利施設の機能診断・機能保全計画や施設計画・実施計画の策定
- ②ため池のハザードマップや耐震性点検調査、調査計画の策定
- ③各種事業の設計積算業務 など



基盤標高を確認し、施工方法を検討

■ 業務委託の手続き等について

- ・ 連合会は会員の共同組織ですので、業務の委託は随意契約となります。
- ・ 具体的な手続き等についてはお気軽にお問い合わせください。

※会員からの主な受託（R5実績）

- ・ ため池関連：8件
- ・ 農業水利施設関連：41件
- ・ 換地等関連：12件

※県からの主な受託（R5実績）

- ・ 県営事業の積算業務：4件
- ・ ため池の点検・豪雨評価・劣化評価：6件



「発注者支援機関」の認定を受けています。

“おうみ水土里ネット女性の会”が設立されました!

～豊かで美しい滋賀の農業・農村を次世代へ!～

令和6年1月26日(金)、県内の水土里ネットに所属または農業農村整備に携わる女性28名の参加のもと、新しい時代に即した目線、視点、行動力を活かし、豊かで美しい農業・農村を次世代に引き継ぐことを目的とした「おうみ水土里ネット女性の会」が設立されました。

設立総会には、本会役員、国、県議会議員の臨席を得るとともに、各方面からたくさんの祝辞をいただくなど盛大に開催されました。

初代会長に選出された水土里ネット湖北の片岡会長は、『皆さんとともに、滋賀のおうみ水土里ネット女性の会らしい独自のスタイルを創造し、農業農村整備事業の推進や、滋賀の農業の活性化に貢献していきたい。』と力強く挨拶されていました。



おうみ水土里ネット女性の会設立総会出席者

◆ 人材の多様性が組織の活性化につながります!

新たな視点、様々な意見を持った人に土地改良区にかかわってもらって、これからの土地改良区を発展させていく必要があります。そのためにも女性の参画は欠かせません。

令和2年12月に、第5次男女共同参画基本計画、令和3年3月に土地改良長期計画がそれぞれ閣議決定されましたが、2025年度までに土地改良区の理事に占める女性の割合が10%以上とする成果目標が設定されています。

役員改選を機に員外理事制度を利用して男女共同参画を進めていきましょう!

◆ 本会にも女性理事が誕生しました!

令和5年4月、令和6年4月に各1名ずつ計2名の員外理事が誕生しました。

滋賀県立大学の皆川明子准教授、滋賀県立陶芸の森の青田朋恵副館長のお二方が選任されました。大学と行政で、農業農村整備事業に関する幅広い見識と多様な視点により、本会の運営にかかわっていただけることが大いに期待されるところです。

農業農村整備事業の農家負担金の軽減対策にご活用ください

★農家負担金軽減支援対策事業

①水田・畑作経営所得安定対策等支援事業【無利子貸付】

土地改良法に基づく土地改良事業等の実施地区において、要件を満たすことが確実と見込まれる地区に対して、経営所得安定対策等支援計画に従って、受益者負担金の5／6に相当する額を限度に無利子貸付を受けることができます。

対象となる事業

土地改良法に基づく事業であって、①②のいずれにも該当しない事業

- ①担い手育成農地集積事業（公庫の無利子貸付）の対象事業
- ②水利施設等保全高度化事業実施要綱に基づく水利施設整備事業のうち農地集積促進型

採択要件（１～３のいずれかに該当）

1. 支援計画で定める目標年度までに、担い手農地利用集積率が一定の割合で増加すること。
2. 支援計画で定める目標年度までに、高収益作物※の生産額がおおむね20％以上増加すること。
※ 高収益作物とは、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物（野菜、花き・花木、果樹など）をいう。
3. 輸出事業計画の認定規程に基づき認定された輸出事業計画との連携が図られること。

※目標集積率60％未満は採択しない。

②農地有効利用推進支援事業【利子助成】

農地耕作条件改善事業を実施し、担い手への農地利用集積がおおむね8割以上となる地区に対して

- (1) 受益者負担金の償還利子相当額の5／6を限度として助成〔事業費助成型〕
- (2) 農地中間管理機構が農地の出し手（所有者）に対する賃料の一括前払に必要な借入資金に係る償還利子相当額を助成〔一括前払助成型〕

※ 農地利用集積が既に8割を超えている地区は対象としない。

★農業基盤整備資金（非補助）

用排水路の改良、ほ場整備、農道整備など生産基盤を整備して農業生産力の増大及び生産性の向上を図るための資金です。

また、農業集落排水施設の整備など、生産基盤と一体として行う生活基盤の改善に必要な資金も対象となります。

資金の使いみち

かんがい排水、ほ場整備、暗渠排水、客土、農道、農業集落排水施設、災害復旧 など

融資条件

融資期間：25年以内（うち据置期間10年以内）

融資限度額：地元負担金（最低限度額50万円（災害復旧事業は10万円））

金利：借入時の金利は金融情勢により変動します。

最新の金利は融資機関にご照会ください。

融資機関：株式会社日本政策金融公庫 大津支店 TEL.077-525-7195

令和6年度 研修計画

今年度も会員の皆様の業務にご活用いただける研修会を開催していきます。
多くの方のご参加をお待ちしております。

人材育成研修会

1.日時・場所	令和6年8月頃 県土連
2.参 集 者	新任役職員（女性理事・新規採用職員） 30名程度
3.研 修 内 容 （仮）	土地改良区新任役職員のための基礎知識、 男女共同参画と土地改良区の活性化、 意見交換等



（令和5年度女性職員研修状況）

財務管理強化研修会

1.日時・場所	令和6年9月頃 能登川コミュニティセンター（予定）
2.参 集 者	本会会員（市町、土地改良区）、県担当者 150名程度
3.研 修 内 容 （仮）	未納賦課金対策、所有者不明土地対策等

全土連主催 統合整備（会計）研修会

1.日時・場所	令和6年10月頃 県土連
2.参 集 者	複式簿記導入・予定の土地改良区職員 80名程度
3.研 修 内 容 （仮）	財務諸表等を活用した会計分析、決算書類のチェックポイント等

監査実務等向上研修会

1.日時・場所	令和6年11月～12月頃 県土連
2.参 集 者	標記研修会未受講の土地改良区役職員 80名程度
3.研 修 内 容 （仮）	会計監査の留意点等



（令和5年度監査実務等向上研修状況）